平成２０年（フ）第６１８号
沖縄県那覇市具志１丁目７番５号
破産者　高良　　悟
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２０年（フ）第１０２号
福島市北町１番21号
破産者　株式会社大盛堂印刷所
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２０年（フ）第３７５号
福島県二本松市中里176番地の９
破産者　有限会社アカシ電設工業
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２０年（フ）第１２６３号
埼玉県戸田市美女木東２丁目４番地17
破産者　有限会社三浦企画印刷
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第２２２１１号
神奈川県横浜市港南区笹下７丁目18―10―102
破産者　尾崎　博嗣
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２３１１１号
東京都港区芝１丁目11番11号
破産者　株式会社ポイントツーコミュニケーションズ
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２３１１２号
東京都港区芝１丁目11番11号
破産者　株式会社アップダイニングシステム
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８６３号
東京都中央区築地５丁目２番１号東京都中央卸売市場内
破産者　有限会社ヤマショウヨモ七
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８６４号
神奈川県川崎市宮前区水沢１丁目１番１号
破産者　株式会社東海
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７２号
東京都千代田区一番町20―３―301、住民票上の住所東京都港区麻布永坂町１番地89―403
破産者　佐久間正人
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８８９号
東京都目黒区緑が丘２丁目19番22号、開始決定時の住所東京都目黒区自由が丘３丁目15番８号
破産者　松本　　勝
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６８０５号
東京都新宿区水道町４番29号
破産者　有限会社タフカ
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６８０６号
東京都墨田区千歳２丁目８番５号　東一コーポ504、申立時の住所東京都世田谷区成城５丁目11番21号
破産者　武内　英昭
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１００４０号
東京都調布市深大寺元町２丁目９番５号深大寺ハイツ101、商業登記簿上の本店所在地東京都港区六本木３丁目４番27号　かすがマンション六本木200号室
破産者　株式会社ザー・イースト・パブリケイション
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１００４１号
東京都調布市深大寺元町２丁目―９―５―101
破産者　大島　　豊
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０１１０号
千葉県柏市高柳1640―１　１階Ｂ号室、住民票上の住所千葉県柏市柏937―26
破産者　廣瀬喜久雄
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６５０号
千葉県柏市柏937番地26
破産者　廣瀬建設株式会社
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４４１号
東京都八王子市南大沢５丁目16番地３―402
破産者　株式会社秀幸
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第４４２号
東京都八王子市諏訪町1923番地１松枝住宅３―707
破産者　山本　文雄
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第４４３号
東京都八王子市諏訪町1923番地１松枝住宅３―707
破産者　山本　弥生
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第５４５号
金沢市鈴見台３丁目12番５号
破産者　有限会社ユタカ建工
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所